

### 3 鎌倉・室町時代

#### パターン 1 鎌倉幕府の成立

- 1 源頼政は、後白河法皇の令旨を受けて挙兵した。
- 2 安徳天皇を奉じて都落ちした平家一門は、源頼朝の派遣した軍勢に攻められ、讃岐の屋島で滅亡した。
- 3 中国僧の蘭溪道隆が活躍したころ、源頼朝は後白河法皇の死後、征夷大將軍に任命された。
- 4 守護は原則として一国ごとに設置され、大番役の催促や謀叛人・殺害人の逮捕などの職務にあたった。
- 5 大犯三カ条は、地頭や守護の権限や特権について規定している。
- 6 地頭は、荘園の中に給田(免田)を持っていた。
- 7 鎌倉時代は、御家人の訴訟は問注所が、貴族の訴訟は政所が判決を下した。
- 8 鎌倉時代は、雑訴決断所において審理し、記録所の議を経て判決を下した。
- 9 鎌倉時代は、九州地方の訴訟は鎮西探題、東北地方の訴訟は奥州探題が判決を下した。
- 10 將軍家の知行国を関東御分国、將軍家領の荘園を関東御領と呼んだが、関東御領の大半は、東国の中小武士の寄進によって成立したものであった。
- 11 御家人は京都大番役や鎌倉番役を負担したが、非御家人はいずれも負担しなかった。
- 12 実朝の死後、執権の家来が御家人、執権の家来でない者が非御家人と呼ばれるようになった。
- 13 先祖伝来の所領を保証されることを本領安堵という。
- 14 中世の賤民身分には五色の賤とよばれる五つの種類があったが、最下位の私奴婢は、所有者の財産として売買される完全な不自由民であった。

- 1× 源頼政は、**以仁王**(後白河法皇の皇子)の**令旨**を受け、1180年挙兵した。5年にわたり争乱が続いた(治承・寿永の乱)。
- 2× 平氏の滅亡は長門の**壇の浦**。1185年のことである。
- 3× **蘭溪道隆**は、執権**北条時頼**に迎えられて来日した僧で、執権政治が行われていたころの人物。**源頼朝**は**後白河法皇**の死を契機に**征夷大將軍**となった。
- 4○ **守護**は一国に一人で、国内の**御家人**の**統率**と**大犯三カ条**を主な任務とした。
- ▶大犯三カ条；①謀叛人(むはん)の逮捕 ②殺害人の逮捕  
③大番催促(京都市大番役への催促)
- 5× 大犯三カ条は**守護**の権限。地頭は規定されていない。
- 6○ **地頭**は、自分の**得分**である**免田**を有した。
- 7× **政所**は鎌倉幕府の政務を行うところ。貴族は、鎌倉時代は**公家法**に基づいて政治を行っていた。
- 侍所**(きむらひ)；御家人の**統率**(初代別当；**和田義盛**(わだよしもり))  
**政所** ；一般政務を行う(初代別当；**大江広元**)  
**問注所**(もんちゅうじょ)；裁判を行う(初代執事；**三善康信**)
- 8× **雑訴決断所**・**記録所**は、建武政権の機関名。
- 9× 東北地方の訴訟は**奥州総奉行**が判決を下した。**奥州探題**は室町幕府の機関名。鎌倉幕府の地方機関名は次のとおり。
- 奥州総奉行**(奥州藤原氏滅亡をきっかけに設置)  
**京都守護**(承久の乱後、六波羅探題となる)  
**鎮西奉行**(元寇後、鎮西探題となる)
- 10× 將軍家は知行国(関東知行国(関東御分国))のほか、主に平氏の旧領(平家没官領)を含む**関東御領**を所有した。
- 11○ 非御家人は、幕府の体制には組み込まれていなかった。
- 12× **御家人**は將軍の家来、非御家人は將軍の家来でない者。
- 13× **將軍**は御家人に対して、**本領安堵**以外に**新恩給与**(新たな所領が与えられること)も行った。
- 14× **五色の賤**の賤民身分は律令制の身分制度。